

令和8年度政府予算案等状況調書
(エネルギー価格・物価高騰、価格転嫁及び賃上げ対策に関する要望)

● 要望項目

内閣府 経済産業省 財務省 P 2	1. エネルギー価格等の高騰対策
内閣府 財務省 P 3	2. 行き過ぎた円安の改善につながる金融・為替政策
内閣官房 内閣府 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 P 4	3. 地域の経済情勢への対応
農林水産省 P 6	4. 農業者・漁業者等への支援
内閣府 厚生労働省 P 8	5. 医療機関・社会福祉施設等への支援
厚生労働省 P 8	6. 生活困窮者への支援

<凡例>

「提案・要望事項」欄 1 1月要望を記載している。

「国予算等の状況」欄 全国枠の金額（単位：億円）である。

[R6 補] = 令和6年度補正予算に計上 [R7 補] = 令和7年度補正予算に計上

提案・要望事項	国予算等の状況（単位：億円）			
	事項	R7 当初予算等	R8 概算要求	R8 予算案等
1. エネルギー価格等の高騰対策 〔政策企画局・総務部・地域振興部・商工労働部〕 <p>社会経済活動の基盤となる電気、ガス、ガソリンや灯油等のエネルギー価格の高騰は、県民生活や、農林水産業、商工業、地域経済を支える地域公共交通・貨物運送事業者などの幅広い業種の企業活動に多大な影響を及ぼしている。</p> <p>地方においても地域の生活・経済を守るべく、生活者支援、事業者支援等の地域の実情に合った効果的で細かな施策を実施し、物価高騰等に対応してきたが、円安や予期しない国際情勢の変化などにより、電気やガスの価格が高騰する、あるいは、ガソリン等の価格高騰が続くと、個人の生活や事業者の経営に一層影響を及ぼすことから、次のとおり対策を行うこと。</p> <p>(1) エネルギー価格の高騰に対する負担軽減策については、エネルギーの種別に関わらず価格高騰の状況に応じて支援を継続するなど、国として責任を持って機動的に実施すること。</p> <p>また、エネルギー価格の高騰は全国的な課題であるため、支援を実施する場合はLPガス及び特別高圧電力についても、電気料金（高圧・低圧）・都市ガス料金の価格高騰対策と同様に、国が全国統一的な対策を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス価格激変緩和対策事業 ・電気・ガス料金負担軽減支援事業 ・燃料油価格激変緩和事業 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 	<p>[R6 補] 3,194</p> <p>[R7 予備費] 2,881</p> <p>[R6 補] 10,324</p> <p>[R6 補] 10,908</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>低所得世帯支援枠 4,908</p> <p>推奨事業メニュー分 6,000</p> <p>[R7 予備費] 1,000</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>基金残高を活用 [R7 補] 20,000</p> <p>—</p> <p>—</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>推奨事業メニュー分 16,000</p> <p>食料品特別加算 4,000</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>[R7 補] 5,296</p> <p>—</p> <p>—</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>—</p> <p>—</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>—</p>

<p>(2) 地域の実情に応じた対策を講じができるよう、引き続き交付金等の自由度の高い財源を措置するとともに、適正な事業期間で効果的な施策を展開するため、地方に対する交付金の繰越要件の緩和や対象事業の拡大等の機動的な運用、手続きの簡素化などを図ること。</p> <p>また、電気料金（高圧・低圧）・都市ガス料金に係る支援が継続され、L P ガス及び特別高圧電力への国の一円支援が実施されない場合、速やかに交付金を追加で措置すること。その際、交付金の総額については十分に確保すること。</p>				
<p>2. 行き過ぎた円安の改善につながる金融・為替政策〔政策企画局〕</p> <p>行き過ぎた円安は、エネルギー価格や物価の高騰を招き、国民の生活や、中小企業・小規模企業者など多くの企業の経営に悪影響を及ぼしている。また、物価上昇は実質賃金の減少にもつながっている。</p> <p>特に、中小企業・小規模企業者の比率が高い地方においては、十分な価格転嫁が行えず、円安による物価高に負けない賃上げが進まないことから、大都市以上に実質賃金が減少し、若者の将来不安がより大きくなり、大都市への転出に拍車をかけていると考えられる。</p> <p>したがって、実効性のある為替政策を行うほか、日本銀行において、円安の原因となっている日米の金利差の圧縮につながる金利の適切な引上げを含めた金融政策が行われるよう連携することなどにより、行き過ぎた円安の改善に取り組むこと。</p>	-			

3. 地域の経済情勢への対応【商工労働部・土木部】

(1) 県内企業においては、エネルギー価格・原材料価格の高騰、人件費の上昇などにより利益が圧迫され、大変厳しい経営環境にある。全国的には大企業を中心に物価の高騰に対応する賃上げが実施されているが、地方の中小企業等においては、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできておらず、賃上げの実現は難しい状況にある。

加えて、最低賃金について、政府はこれまでの「2030年代半ばまでに」全国加重平均1,500円を目指す方針を、今年に入り、「2020年代に」前倒しする方針を掲げ、令和7年度の最低賃金改定では全国加重平均で前年比66円の引上げとなるなど、これまでにない引上げとなっている。また、社会保険料についても、最低賃金の引上げに伴い、いわゆる「年収106万円の壁」として認識されている賃金要件が実質的になくなり、社会保険に加入する短時間労働者が増加することや、賃金引上げに伴う標準報酬月額の上昇により、中小企業等における負担増が見込まれる。あわせて、本年6月に公布された「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和7年法律第74号)」に基づき、企業規模要件の段階的な撤廃など、被用者保険の適用拡大が進められている。

最低賃金の大幅な引上げと被用者保険加入対象者の拡大により、賃金と社会保険料の事業主負担が二重に増加し、中小企業等には過重な負担となり、事業や雇用の継続を阻害しかねない。

一方、政府の対策は、既存の助成制度などの運用改善にとどまり、最低賃金引上げや社会保険料の負担増に対応できるような包括的かつ抜本的な対策は実施されていない。

さらに、米国の関税措置により、輸出産業を中心として、国内産業や経済への影響が非常に強く懸念されている。

については、次のとおり対策を行うこと。

・中小企業取引対策事業の 関係項目	29 [R6 補]8	37	30 [R7 補]8
・中小企業生産性革命推進 事業	[R6 補]3,400	—	[R7 補]3,400
・業務改善助成金	15	35	21
・キャリアアップ助成金	[R6 補]297 1,025	1,022	[R7 補]352 1,022

- ① 県内中小企業・小規模企業者の持続的な経営のためには、コスト上昇分を価格転嫁できる取引環境を早急に整える必要があることから、発注企業に対する働きかけや立入調査等の取締体制の強化など、国として責任を持って実効性のある価格転嫁対策を講じること。
- ② 下請代金支払遅延等防止法違反により勧告を受けた企業等については、過去に遡って調査を行うなど、同法及び独占禁止法に基づく措置や行政指導を含め、可能なあらゆる手段を講じること。
- ③ 可能な限り多くの中小企業・小規模企業者が各種の助成金等を受給し、最低賃金引上げや社会保険料負担の増加への対応ができるよう、十分な予算を確保するとともに、賃上げや社会保険料負担の原資確保が難しい事業者が利用可能な、生産性向上、省エネルギー・省コスト、省力化、新事業展開、販路開拓等の包括的かつ抜本的な支援策を早急に実施すること。なお、こうした包括的かつ抜本的な支援策による効果が十分に確認できない場合には、最低賃金引上げの目標達成時期を延期すること。
- ④ 米国関税措置への対応として、国内の産業や経済への影響を最小限にするよう、隨時、日本経済への影響を分析し、状況等を分かりやすく正確に国民に伝えること。その分析を踏まえた対策を早急に躊躇なく検討・実施すること。
- また、輸出関連の大企業が、今回の関税措置による減収・減益をカバーするために、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないよう、監視を強化・徹底すること。

<p>(2) エネルギー価格・物価の高止まりが続いている上、全国的な賃上げの動きにより、地方の中小企業等においては資金繰りの深刻化が懸念される。また、政策金利の上昇により中小企業者等の借入金利の上昇が見込まれることから、信用保証料を含めると事業者負担が大きくなる。</p> <p>については、令和7年3月に創設され、令和9年度末まで措置されることとなっている「協調支援型特別保証」について、令和7年度の信用保証料補助率を令和8年度及び令和9年度も継続するなど、信用保証料の引下げを行うこと。</p> <p>(3) 昨今の物価の高騰により、予定していた規模の工事が出来なくなるなど公共工事への影響が懸念されるため、「第一次国土強靭化実施中期計画」も踏まえて必要な予算を確保すること。</p>				
<p>4. 農業者・漁業者等への支援〔農林水産部〕</p> <p>(1) 燃油・肥料や配合飼料等の高騰が農業者・漁業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、以下の措置を講じること。</p> <p>① 価格が高止まりしている化学肥料の代替として、堆肥や汚泥を含む国内資源の活用を推進すること。他方、化学肥料を全て代替することは困難なため、化学肥料原料を安定的に確保するとともに、価格急騰時の補填制度を創設すること。</p> <p>② 漁業経営セーフティーネット構築事業について、長引く原油価格の高止まりにより、補填基準価格は上昇し続けており、補填額の減少が懸念される。また、燃料油価格定額引下げ措置が実施されているものの、燃油価格動向は不透明であることから、漁業経営への影響を注視し、必要に応じて漁業者の負担を軽減させる措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸等燃料価格高騰対策事業 ・漁業経営セーフティーネット構築事業 	<p>[R6 補]29 9 [R6 補]321</p>	<p>— 138</p>	<p>[R7 補]44 2 [R7 補]232</p>

(2) 資材高騰下でも経営の継続を確保するとともに、将来にわたる食料の安定供給という観点から国産農水産物の生産を拡大するため、省エネ技術の導入や、コスト削減・省力化など生産性向上につながる生産基盤の整備等への支援を強化すること。	・産地生産基盤パワーアップ事業 ・強い農業づくり総合支援交付金 ・肥料の国産化・安定供給確保対策 ・飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛产地支援 ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) ・飼料増産・安定供給対策 ・株式会社日本政策金融公庫補給金 ・円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策事業 ・消費者理解醸成・行動変容推進事業 ・和牛肉需要拡大緊急対策事業	[R6 補]110 120 1 [R6 補]64 56 [R6 補]371 18 [R6 補]133 181 [R6 補]125 1 [R6 補]6 1 [R6 補]170	— 122 1 [R7 補]70 56 — 18 185 185 [R7 補]240 9 [R7 補]4 2 [R7 補]1 — [R7 補]170		[R7 補]80 120 1 [R7 補]591 52 [R7 補]154 185 [R7 補]1 2 [R7 補]1 [R7 補]170
(3) エネルギー価格・物価高騰の終息が見通せない状況にあることから、農林漁業セーフティネット資金に係る特例措置を延長すること。					
(4) 肥料、飼料、燃油等資材価格が高止まりする一方で、農水産物への価格転嫁は進んでおらず、経営の先行きが見通せない状況が続いている。再生産が可能となる適正な価格形成の仕組みの構築のほか、賃金引上げ等消費者の購買力向上に向けた環境整備とともに、国産農産物や有機農産物の消費拡大に向けて、その価値が国民に的確に理解される取組を積極的に行うこと。					

<p>5. 医療機関・社会福祉施設等への支援〔健康福祉部〕</p> <p>物価やエネルギー価格の高騰が続く中、医療機関・薬局、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育施設、児童養護施設・保護施設等において、施設の運営に対する影響が継続している。</p> <p>これまでに実施された物価高騰対策や、令和6年度の診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定、近年の保育に要する費用等に係る公定価格の改定は、従事者の賃金水準の上昇や最低賃金の大幅な引上げ、食材料費を含む物価やエネルギー価格の高騰への対応としては不十分である。加えて、公定価格のため自ら価格を決定することができず、価格転嫁をすることができないため、経営に大きな影響を与えている。</p> <p>診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬を遡及して再改定するなど、人口減少や高齢化の進展といった地域の実情を踏まえ、地域の医療機関・社会福祉施設等を守り、維持することにつながるよう必要な対策を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援 ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 ・介護事業所等に対するサービス継続支援事業 ・介護施設等に対するサービス継続支援事業 ・障害福祉分野における賃上げに対する支援 ・公定価格における運営継続支援臨時加算の創設 ・児童養護施設等に対する運営継続支援臨時加算(仮称)の創設 	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>[R7 準]5,341</p> <p>[R7 準]1,920</p> <p>[R7 準]278</p> <p>[R7 準]210</p> <p>[R7 準]622</p> <p>[R7 準]16</p> <p>[R7 準]2</p>
<p>6. 生活困窮者への支援〔健康福祉部〕</p> <p>長期に渡る物価高騰の影響を受け、より厳しい状況に立たされている生活困窮者に対し、実情に十分配慮した効果的な支援策が実施できるよう検討するとともに、各自治体が行う生活困窮者自立支援事業に対する国庫補助率の引上げなど、十分な財政措置等を講じること。</p>	<p>—</p>			